

(2) 六月四日 年前十時二十分全勞代表茅師現業員會長高橋外五
名本社ヲ訪問シ幸度營業課長ニ面會ヲ求メタルモ竹童人事
課長代コト會見セル久狀況左ノ通リ

竹童課長ヨリ

河内特ニ変フ事テモ先來ア来タノカト、尋未ニ對シ高
橋ヨリ變フ事コトア来タノテハナイカ、河間ニ云フ如ク出来
テ事病カ良イトカ要イトカ云フ事ヨリニ待命ヲ速カニ解イ
テ載キ度イ、長クナルニシレ種々ト好マシカラサル問題ニ
坐シテハ互ノ為メテナイシモウ會社ノ体面モ充分主シタコ
トカト考ヘラレルト述、
之ニ對シ竹童課長ハ土曜トク日曜トカ、間ニ抜ワタノテ延
ヒタノテアルハ早速取リキメルコトニスルト差ヘタルハ
代表某ヨリ前田操車主任ノ告訴狀、當時操車ニテ現場
ニ居合セナカツタ者二名ヲ當事者トシテ置列シテ塔ルコト

中正會員中三毛聲援シ久者又ハ林某大此難後大急加半
前田主任ク悪行カラ謝罪不強要ニタル事実ノ心ニ一顧毛也
ス規業員會ノ者ノ之處罰シテコトハ許手續ニシテ政策的本
意嚮カラ充分窺ハレルト論難シ更ニ當時ノ模様を説明シ最後
ニ第肆ヨリ竹童課長ニ譴請委員會ニ列席スルコトニアラウ
カニ課長ノ諦努力シ依リ後便ナリ取計ハリ願イ度ヒ
シ全零時二十分退社セリ

七 會社訓、勸業

六月五日會社於テ八賞罰委員會ヲ開催協議ノ結果

(1) 営部、培田人兩名ハ事務ノ都合ニ因ルトノ理由ニ依リ解

雇スルコト

(2) 待命中、高橋 佐久山田、三名ハ解雇處分ヲ猶免不付
事

三其ノ方針ヲ決定翌六月午後四時四十五分止内業平業所